

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。 5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。
③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	
②所属長の役職名	介護保険課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2547	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	